

5 新租税条約等実施特例法第十条の六第一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三十一日において新租税条約等実施特例法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日の属する年の前年以前の各年の十二月三十一日において旧租税条約等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

6 新租税条約等実施特例法第十条の七第一項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為を行った場合について適用する。

7 新租税条約等実施特例法第十条の七第二項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかった場合について適用する。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う

経過措置

第三百三十三条 第二十条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第五条第二項の規定は、令和二年分以後の同条第一項に規定する国外財産調書について適用する。

2 新国外送金等調書法第六条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する国外財産（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第十四号に規定する国外財産をいう。以下この条において同じ。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した国外財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3 新国外送金等調書法第六条第三項から第五項までの規定は、令和二年分以後の所得税又は施行日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に係る相続税について適用し、令和元年分以前の所得税又は施行日前に相続若しくは遺贈により取得した国外財産に係る相続税については、なお従前の例による。

4 新国外送金等調書法第六条第七項の規定は、令和二年分以後の所得税又は施行日以後に相続若しくは遺

贈により取得する国外財産に係る相続税について適用する。

5 新国外送金等調書法第六条の二第二項の規定は、令和二年分以後の同条第一項に規定する財産債務調書について適用する。

6 新国外送金等調書法第六条の三第一項において準用する新国外送金等調書法第六条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

7 新国外送金等調書法第六条の三第二項において準用する新国外送金等調書法第六条第三項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三十四条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における第二十二条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次条において「新震災特例

法」という。）第十七条の二第十四項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の五の二第二項並びに第四十二条の十三」とあるのは、「並びに第四十二条の十三」とする。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百三十五条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新震災特例法第二十五条の二第十五項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十五の六の二第二項並びに第六十八条の十五の八」とあるのは、「並びに第六十八条の十五の八」とする。

（第二十三条の規定による東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条 四年新震災特例法第十七条の二第三項の規定の適用については、同条第四項第三号に規定する繰越税額控除限度超過額には、同号の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度をいい、当該事業年度まで連続して東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

律第二条第三項第六号に規定する確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）の提出（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る同項第十二号に規定する連結親法人による同項第十三号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例法第十七条の二第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2 四年新震災特例法第十七条の二第四項第三号の規定の適用については、同号に規定する開始の日前四年

以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同号の法人又は当該法人に係る四年旧震災特例法第二条第三項第十二号に規定する連結親法人（以下この条において「連結親法人」という。）による連結確定申告書（同項第十三号に規定する連結確定申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出をしている場合には、確定申告書の提出をしていたものとみなす。

3 四年新震災特例法第十七条の二第四項第三号の規定の適用については、同号に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち同号の法人に係るものを含むものとする。

4 四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定の適用については、四年旧震災特例法第二十五条の二第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつた場合には、確定申告書に四年新震災特例法第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつたものとみなす。

5 四年新震災特例法第十七条の二の二第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内

に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例法第十七条の二の二第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二の二第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二の二第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二の二第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧震災特例法第二十五条の二の二第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

6 四年新震災特例法第十七条の二の二第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、確定申告書の提出をしていたものとみなす。

7 四年新震災特例法第十七条の二の二第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二の二第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新震災特例法第十七条の二の二第四項の法人に係るものを含むものとする。

8 第四項の規定は、四年新震災特例法第十七条の二の二第七項において準用する四年新震災特例法第十七条の二第九項及び第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四項中「第二十条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

9 四年新震災特例法第十七条の二の三第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧震災特例法第二十五条の二の三第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額（既に四年新震災特例

法第十七条の二の三第三項又は四年旧震災特例法第十七条の二の三第三項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する調整前法人税額又は四年旧震災特例法第十七条の二の三第二項に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧震災特例法第二十五条の二の三第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

10 四年新震災特例法第十七条の二の三第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、確定申告書の提出をしていたものとみなす。

11 四年新震災特例法第十七条の二の三第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧震災特例法第二十五条の二の三第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新震災特例法第十七条の二の三第四項の法人に係るものを含むものとする。

12 第四項の規定は、四年新震災特例法第十七条の二の三第七項において準用する四年新震災特例法第十七

条の二第九項及び第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四項中「第二十条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の三第二項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の三第三項」と読み替えるものとする。

- 13 四年新震災特例法第十七条の二第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三までの規定の適用がある場合における附則第一百六条の規定の適用については、同条第二項中「青色申告書」とあるのは「確定申告書」と、「同条第一項各号」とあるのは「四年旧震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項各号」とする。

- 14 四年新震災特例法第十八条の二第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四年旧震災特例法第二十六条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の移転を受けた場合には、当該被災者向け優良賃貸住宅は、四年新震災特例法第十八条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅とみなす。この場合において、四年旧震災特例法第二十六条の二第一項に規定する供用期間を四年新震災特例法

第十八条の二第二項の供用期間とみなす。

- 15 四年新震災特例法第十八条の三及び第十八条の四の規定の適用については、四年新震災特例法第十八条の三第三項に規定する法人には四年旧震災特例法第二十六条の三第一項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新震災特例法第十八条の三第三項及び第十八条の四第一項第一号に規定する再投資等準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧震災特例法第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の三第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の三第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の三第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の三第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

- 16 四年新震災特例法第十八条の三及び第十八条の四の規定の適用については、四年新震災特例法第十八条の三第四項、第七項、第九項及び第十項並びに第十八条の四第一項の再投資等準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧震災特例法第二十六条の三第一項の再投資等準備金を含むものとする。

- 17 四年新震災特例法第十八条の四第二項の規定の適用については、同項に規定する積み立てた事業年度以

後の各連結事業年度の連結確定申告書に四年旧震災特例法第二十六条の三第一項の再投資等準備金の明細書の添付があつた場合には、確定申告書に四年新震災特例法第十八条の三第一項の再投資等準備金の明細書の添付があつたものとみなす。

18 四年新震災特例法第十八条の四の規定の適用については、同条第二項ただし書に規定する確定申告書等には、連結確定申告書を含むものとする。

19 法人の有する東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号に規定する減価償却資産（以下この項において「減価償却資産」という。）で四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結旧特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次項において同じ。）の適用を受けたものについては、附則第百十八条第五項中「若しくは第六十八条の三十六」とあるのは「若しくは第六十八条の三十六若しくは四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項」と、「規定を」とあるのは「規定若しくは附則第百三十六条第十九項に規定する連結旧特例規定を」と、同条第七項中

「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは附則第三百三十六条第十九項に規定する連結旧特例規定」として、四年新措置法第五十二条の二の規定を適用する。

20 四年旧震災特例法第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結旧特例規定の適用を受けることができた法人について四年新措置法第五十二条の三の規定を適用する場合には、附則第一百八条第十項から第十四項まで及び第十六項から第十八項までの規定における四年旧措置法第六十八条の四十一の規定は、四年旧震災特例法第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用された四年旧措置法第六十八条の四十一の規定とする。

21 四年新震災特例法第十八条の八の規定の適用については、同条第一項第二号口に規定する福島再開投資等準備金の金額には前事業年度から繰り越された同号口の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る四年旧震災特例法第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金の金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の八第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の

八第五項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の八第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の八第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新震災特例法第十八条の八第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧震災特例法第二十六条の八第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

22 四年新震災特例法第十八条の八の規定の適用については、同条第二項から第五項まで、第十項、第十三項、第十四項及び第十七項の福島再開投資等準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧震災特例法第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含むものとする。

23 四年新震災特例法第十九条の規定の適用については、同条第四項に規定する法人には連結事業年度において四年旧震災特例法第二十七条第一項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新震災特例法第十九条第四項に規定する買換資産には四年旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産を含むものとし、四年新震災特例法第十九条第十一項及び第十二項に規定する買換資産には四年旧震災特例法第二十七条第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産を含むものとする。

24 前項の規定により買換資産に含むものとされた資産について四年新震災特例法第十九条第四項又は第十一項の規定を適用する場合には、四年旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産をそれぞれ四年新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産とみなし、四年旧震災特例法第二十七条第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新震災特例法第十九条第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなし、四年旧震災特例法第二十七条第八項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

25 四年新震災特例法第二十条の規定の適用については、同条第四項第一号に規定する特別勘定の金額には、連結事業年度において設けた四年旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を含むものとする。

26 四年新震災特例法第二十条の規定の適用については、同条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項までの特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定を

含むものとする。

27 四年新震災特例法第二十条第十一項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

28 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた法人の四年新震災特例法第二十条第十一項に規定する特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。

29 附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、四年新震災特例法第二十条第十一項の規定を適用する。

30 四年新震災特例法第二十条の規定の適用については、同条第十四項に規定する法人には四年旧震災特例法第二十八条第八項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新震災特例法第二十条第十四項に規定する買換資産には四年旧震災特例法第二十八条第八項に規定する買換資産を含むものとし、四年新震災特例法第二十条第十六項及び第十八項に規定する買換資産には四年旧震災特例法第二十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産を含むものとする。

31 前項の規定により買換資産に含むものとされた資産について四年新震災特例法第二十条第十四項又は第十六項の規定を適用する場合には、四年旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産をそれぞれ四年新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産とみなし、四年旧震災特例法第二十八条第八項において準用する四年旧震災特例法第二十七条第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新震災特例法第二十条第七項において準用する四年新震災特例法第十九条第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなし、四年旧震災特例法第二十八条第九項において準用する四年旧震災特例法第二十七条第八項の規定により損金の額に算入された金額を四年新震災特例法第二十条第八項において準用する四年新震災特例法第十九条第八項の規定によ

り損金の額に算入された金額とみなす。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十七条 第二十九条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律（次項及び第三項において「新平成二十九年改正法」という。）附則第六十九条第十一項及び第十三項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた法人の新平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項及び第十三項に規定する特別勘定の金額については、これらの規定は、適用しない。

3 附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第

一 項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項及び第十三項の規定を適用する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十八条 第三十条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律（以下この条において「新平成三十年改正法」という。）附則第二十八条第七項の規定は、内国法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

2 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人の新平成三十年改正法附則第二十八条第七項に規定する収益の額及び費用の額については、同項の規定は、適用しない。

3 附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該

当しないものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、新平成三十年改正法附則第二十八条第七項の規定を適用する。

4 新平成三十年改正法附則第四十四条第六項の規定は、消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者の令和四年三月三十一日以後に終了する同項第十三号に規定する事業年度終了の日の属する同法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）について適用する。

5 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新平成三十年改正法附則第八十九条第三項、第三百条第二項及び第一百五條第三項の規定の適用については、新平成三十年改正法附則第八十九条第三項中「第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは「第四十二条の十二の五第七項」と、新平成三十年改正法附則第三百条第二項中「第六十八条の十五の六第七項若しくは第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは「第六十八条の十五の六第七項」と、新平成三十年改正法附則第一百五條第三項中「第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは「第六十八条の十五の六第七項」とする。